

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400528 2014-1753 2014/10/23 (事故発生地) 京都府	延長コード	学習施設で当該製品に電気製品を接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○電源プラグの可動部の片側が焼損していた。○焼損した側のコード固定金具が変形し、栓刃とコード接続金具の摺動部が緩んでいた。○栓刃に変形及び溶融は認められなかった。○コード、及びタップに異常は認められなかった。○壁コンセントはケースの表面が焼けているものの、内部に焼損は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源プラグのコード接続金具が変形し、可動部が接触不良状態となって発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/11/25)
A201400534 2014-1903 2014/11/17 (事故発生地) 大阪府	延長コード	当該製品に電気製品を接続して使用していたところ、当該製品と電気製品の電源プラグとの接続部を焼損する火災が発生した。	○当該製品にレンジワゴンの電源プラグが差し込まれ、さらにレンジワゴンの2口コンセントに電気ポット2台の電源プラグが差し込まれており、当該製品に接続可能な最大電力(1500W)を超える負荷(1745W)が接続されている状態であった。○当該製品のタップ部は、レンジワゴンの電源プラグが差し込まれていた差込口が焼損し、タップの裏面まで焼損していた。○レンジワゴンの電源プラグもは、栓刃間の樹脂が著しく焼損し、栓刃の片側が溶断していた。●当該製品に出火に至る異常は認められず、当該製品に接続されていたレンジワゴンの電源プラグの栓刃間が著しく焼損していたことから、栓刃間でトラッキング現象により出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/11/27)
A201400564 2014-1989 2014/10/28 (事故発生地) 福岡県	延長コード	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、大型水槽と小型水槽の間で使用され、水の掛かる位置に設置されていた。○当該製品のタップには、小型水槽から大型水槽へ水を汲み上げるポンプが接続されていた。○当該製品は、ポンプが接続されたタップのみ焼損していた。●当該製品のタップが大型水槽と小型水槽の間に設置されていたため、水槽から溢れた水が掛かり、タップ内部に水が浸入し、トラッキング現象が発生したものと推定される。なお、取扱説明書には、安全上の注意事項としてイラスト付きで「水のかかりやすい場所(風呂場、台所、観賞魚用水槽など)や結露が生じやすい場所では使用しないでください。」旨、記載されている。	(受付:2014/12/10)
A201400580 2014-1947 2014/11/25 (事故発生地) 熊本県	電気ケトル	当該製品の電源プラグ部を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	○当該製品は電源プラグのプロテクター先端付近の電源コードが焼損し、被覆に穴空きが認められた。○当該製品本体と台座の接続部に、接触不良による熱変色等の異常は認められなかった。○焼損部の電源コードは片側のみ断線し、断線部付近の電源コードが屈曲するとともに溶融痕が確認された。○当該製品本体は正常に動作することを確認した。●当該製品の電源コードに、屈曲等による過度なストレスが加わったため、電源コードが半断線状態となり火花が発生したものと推定される。なお、当該製品は電気用品安全法に基づく技術基準に適合しており、取扱説明書には「コード・電源プラグを破損することはしない、無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったりしない、感電・ショート・火災の原因になる」旨、記載されている。	(受付:2014/12/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400602 2014-1952 2014/12/01 (事故発生地) 愛媛県	電源プレート（電気ケトル用）	当該製品に他社製の電気ケトルを接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201400690と同一事故)	○使用者は、当該製品に他社製の電気ケトルを接続して使用していた。○当該製品は、電源コードとプレート部の接続端子等の電気部品で構成されていたが、出火の痕跡は認められなかった。○電気ケトル本体の焼損は著しく、ヒーター部のステンレスプレートに熱による変色が認められ、ヒーター部のアルミダイキャストの一部に溶融が認められた。●当該製品に出火痕跡は認められず、当該製品に接続されていた他社製の電気ケトルが空だき時に空だき防止装置が正常に作動しなかったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/12/22)
A201400612 2014-2171 2014/12/14 (事故発生地) 埼玉県	除湿乾燥機	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグ本体が焼損して内部が炭化し、栓刃とコードのカシメ部で片極が断線していた。○電源プラグ側コードプロテクター部に亀裂があり、芯線に強く折り曲げられた痕跡が認められた。○電源プラグの栓刃と電源コードのカシメ状態に異常は認められなかった。○当該製品本体に異常はなく、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源コードの芯線に強く折り曲げた痕跡が認められたことから、過度の外力を加えたため、電源プラグ内部の芯線に半断線が生じて発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、電源コードのプラグとコードは、それぞれ電気用品取締法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コード・電源プラグを破損するようなことはしない。」「電源プラグを抜くときはコードを持たずにプラグを持って抜く。コードがショートや断線して、火災・感電の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2014/12/25)
A201400622 2014-2174 2014/12/17 (事故発生地) 和歌山県	電動工具（ホットエアガン）	作業現場で当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は本体樹脂がほぼ焼失し、スイッチ本体も溶融しているためスイッチの位置が特定できず、スイッチがONになっていたのかどうか不明である。○電源コードと基板につながるリード線の途中で断線しており、先端に溶融痕がみられた。○断線した部位を、もう一方のスイッチとつながるリード線と位置関係を照合すると、スイッチの端子部に当たり、いずれも外圧の加わらない部位であった。○スイッチの周囲には樹脂製のガードがあり、意図せずスイッチが入る構造ではなかった。○基板、モーター、ヒーター、電源コード等に出火の痕跡は認められなかった。○温風温度はノズル先端で550℃に達する。○当該製品は作業棚と工具棚の約10cmの隙間に設けた木枠の中にノズルを下向きにして保管されていた。●当該製品は、詳細な使用状況が不明であり、焼損が著しくスイッチの位置が確認できないことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のスイッチは意図せずスイッチが入る構造ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2014/12/26)
A201400624 2014-2175 2014/12/15 (事故発生地) 沖縄県	加湿器	病院で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源プラグの片側の栓刃が折れており、栓刃周辺の外郭樹脂が焼損し、栓刃破断部には一部に溶融した箇所が認められた。○折れていない栓刃は曲がっていた。○折れていた栓刃は折れていない栓刃に比べて更に曲がっており、栓刃の折損部にねじれが生じていた。●当該製品の電源プラグの栓刃に過度な外力が加わったことにより、栓刃が折れてスパークが発生し、電源プラグの樹脂部が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には「電源プラグを抜くときは、電源コードを持たずに先端の電源プラグを持って引き抜く」、「電源コードを無理に曲げたり、引っ張ったりしない」旨、記載されている。	(受付:2014/12/26)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201400627 2014-2176 2014/12/17 (事故発生地) 埼玉県	電気冷蔵庫	当該製品の下部に可燃性ガススプレーを噴射したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は当該製品下部に向かって、可燃性ガスを含有する殺虫剤を3秒間ずつ3回噴射した。○当該製品は、本体下部及び左側面に焼損が認められた。○当該製品の背面下部のファンモーターが焼損していた。○当該製品に出火した痕跡は認められなかった。○殺虫剤の本体表示には、「可燃性ガスが燃焼するおそれがあるため、隙間には1～2秒噴射」の旨、使用量が記載されていた。●当該製品に出火した痕跡はなく点火源は特定できなかったが、当該製品下部に可燃性ガスを含有する殺虫剤を噴射したことから、可燃性ガスに引火して出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「可燃性スプレーを近くで使わないこと 引火して火災の原因になる」旨、警告表記されている。 (E2)	(受付:2014/12/26)
A201400642 2014-2299 2014/12/11 (事故発生地) 兵庫県	IH調理器	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○加熱コイル、制御基板等製品内部に発火の痕跡は認められなかった。○事故発生時に使用していた鍋を用いて、揚げ物モードで加熱したところ、エラー表示とブザー鳴動があり、加熱が停止した。○事故発生時に使用していた鍋を用いて、加熱モードで加熱した時のみ鍋中の油が発火した。○事故発生時に使用されていた鍋底の反り(凹み)は約2.5mmであった。●当該製品は、当該製品に異常が認められないことから、加熱モードにおいて鍋底が反った鍋を使用した状態でその場を離れたために油が過熱し出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には「揚げ物調理には付属の天ぷら鍋を使う」「使用後はスイッチの「切」を確認する」「揚げ物調理中はそばを離れない」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2015/01/06)
A201400643 2014-2300 2014/12/13 (事故発生地) 奈良県	延長コード	当該製品に複数の電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の電源プラグ栓刃の可動部に焼損が認められ、周辺のプラグ本体が一部溶融していた。○電源プラグの栓刃が変形し、栓刃根元の可動片の樹脂が欠けていた。○電源プラグ可動部のカシメが外れ、プロテクター部分の素線にキックが認められ、数本の素線が断線していた。○事故発生当時、当該製品のタップに当該製品に接続可能な最大電力(1500W)を超える1700Wの電気製品(電気ストーブ1000W、電気カーペット700W)を接続して使用していた。●当該製品は、電源プラグ部に外力が加わったことにより、プラグ可動部のカシメ部に応力がかかり、接触不良の兆候が認められたところに当該製品に接続可能な最大電力(1500W)を超える電気製品を接続して使用したため、当該部分の発熱が大きくなり、焼損したものと推定される。なお、当該製品のパッケージには、安全上の注意として、「コードがねじれたり、引っ張られた状態で使わない」、「合計1500ワットを超えて使わない」等感電、火災のおそれがある旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/01/06)
A201400658 2014-2366 2015/01/04 (事故発生地) 東京都	照明器具	病院で当該製品のACアダプターをコンセントに接続していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、ACアダプターの片側栓刃を中心に焼損が著しく、栓刃周辺の樹脂が焼失していた。○コンセントの刃受金具に溶融や出火した痕跡は認められなかった。○コンセントの金属フレーム(埋込取付枠)に放電痕が認められた。○ACアダプターの基板は一部焼損していたが出火した痕跡は認められなかった。○コンセントの焼損部にトラッキング現象が生じた痕跡が認められた。○当該製品本体に異常は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のACアダプターの栓刃とコンセント埋込取付枠間で漏電したため発熱し、ACアダプターが焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400668 2014-2304 2014/10/08 (事故発生地) 熊本県	コンセント付洗面化粧台	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品のコンセント接続端子部で内部配線が腐食し、溶断していた。○内部配線の絶縁被覆が過電流により溶融した痕跡があり、内部配線の接続端子付近の電線が露出した箇所では他にも腐食した箇所が認められた。○コンセント等の外郭には液体が浸入した痕跡は認められなかった。●当該製品のコンセントに接続可能な最大電力(1000W)を超える電気製品を接続したため、当該製品の内部配線が過熱し、絶縁被覆から発生したガスにより電線が腐食して電気抵抗が増加して過熱し、配線が溶断した際に発生した火花によりコンセントの樹脂の一部が焼損したものと推定される。なお、当該製品のコンセントパネルには、「コンセント使用合計1000Wまで」との注意表示が記載されている。 (E2)	(受付:2015/01/15)
A201400675 2014-2429 2014/12/23 (事故発生地) 大阪府	電気温風機(セラミックファンヒーター)	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の外部に焼損は認められず、正面外郭樹脂ケースが破断して、本体から脱落していた。○電装部及び電源コードに発火の痕跡は認められず、温度ヒューズ、過電流ヒューズ、サーモスタットに外観上異常は認められなかった。○使用者は、当該製品の近傍に可燃物を置いた状態で使用していた。●当該製品は、電装部及び電源コードに出火の痕跡が認められないことから、近傍の可燃物が過熱出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/19)
A201400676 2014-2430 2015/01/11 (事故発生地) 神奈川県	電気スタンド	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が感電により死亡した。 (火災 死亡)	○当該製品は焼損した敷き布団と掛け布団との間で見つかった。○当該製品は焼損していたが、本体側に変形等の異常は認められなかった。○中間スイッチは焼失し、接点部分は確認できなかったが、スイッチケース内部及びケース端部のコードに溶融等の異常は認められなかった。○電源コードは断線し、断線箇所に溶融痕が認められたが、中間スイッチとの接続部ではなかった。○取扱説明書には、「カーテンなど、燃えやすいものの近くでは使用しない。また、布や紙、ビニール袋等燃えやすいものをセードの上にかぶせたりしない、火災の原因となる」旨、記載されていた。また、本体には、「器具に布や紙をかぶせない」旨、表示されていた。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は敷き布団と掛け布団との間で焼損していたことから布団が接触して焼損し、その熱で電源コードの被覆が溶融し芯線が露出したため感電に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400699 2014-2487 2015/01/16 (事故発生地) 大阪府	電気毛布 (敷毛布)	当該製品の電源プラグをコンセントに接続したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品は原形を留めており、本体部、電源プラグ、接続プラグ、コントローラー内部等に異常が認められなかった。○電源コードの片極の素線が断線し、断線部の先端に「かえり」と溶融痕が発生し、近傍の6芯コードにも素線の断線や「キンク」が認められた。○当該製品は1年前前から、時々通電しない症状があった。●当該製品の電源コードの芯線が繰り返し屈曲等のストレスにより半断線状態になっていたところに通電したため、当該部分でスパークが発生したものと推定される。なお、取扱説明書には、「コードや差込みプラグは点検してから使用する。使用中に異常が生じたときは使用をやめる。」旨、記載されている。	(受付:2015/01/28)
A201400716 2014-2549 2014/12/21 (事故発生地) 福岡県	電気マット	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品はマッサージチェアの上に置いて使用されていた。○当該製品は折れ曲がった状態で炭化しており、折れ曲げ部付近で焼損し、ヒーター線が露出していた。○ヒーター線及び内部配線に、断線等の異常は認められなかった。●当該製品を折れ曲がった状態で使用したため、内部のヒーター線が近接して異常発熱し、内部のクッション材が徐々に炭化し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「折り曲げて使わない。ヒーターなどが断線したり、過熱することがある。」旨、記載されている。	(受付:2015/02/03)
A201400736 2014-2578 2014/12/25 (事故発生地) 神奈川県	配線器具 (タイマー付)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は床下換気扇を負荷端子部に接続して使用していた。○当該製品は外郭ケースが変色して、内部の負荷端子部が焼損しており、端子台の座金と接続していた丸型圧着端子に溶融痕が認められた。○焼損した端子台に取り付けられていた固定ねじは、純正品の固定ねじとは異なり、ねじの長さ、ピッチが異なるとともにスプリングワッシャーが付いていなかった。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の詳細な施工状況や使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、純正品以外の固定ねじを使用して接続したため、端子部で緩みによる接触不良が生じて異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「修理や分解・改造をしない。火災・故障の原因になる。」、「端子ねじは確実に締め付ける。ゆるみが生じると火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2015/02/05)
A201400738 2014-2472 2015/01/27 (事故発生地) 宮崎県	加湿器	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の本体中央部から背面にかけて焼損が著しく、特に蒸発槽付近が焼損していた。○当該製品の操作基板及び制御基板に出火の痕跡など、異常は認められなかった。○蒸発槽下のサーモスタットの両ファストン端子がリード線で短絡されており、端子部が熱の影響で黒く変色していた。○使用者がサーモスタットの端子部をリード線で短絡する修理を行っていた。●当該製品内部のサーモスタット端子間に、使用者がリード線を巻き付けて修理していたため、端子部で接触不良が生じて異常過熱し、出火に至ったものと推定される。	(受付:2015/02/06)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400740 2014-2599 2014/12/04 (事故発生地) 福岡県	折りたたみベッド	当該製品を使用していたところ、腰を負傷した。 (重傷)	○当該製品は、スプリングの2か所の下端が、フレームからずれてフレーム上に載っていないため、マットレスの正常部に比べ一部凹んだ箇所が認められたが、沈み込み量はわずかであった。○通常使用時に腰が触れる位置とスプリングのずれ部とは離れており、使用時に腰が触れる位置付近では沈み込み量に違いは認められなかった。●当該製品のマットレスの一部に正常部に比べて凹んだ箇所が認められたが、沈み込み量はわずかであり、通常腰が触れる位置と離れていたことから、マットレスの凹みと腰痛との因果関係はないと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/02/09)
A201400742 2014-2600 2015/01/29 (事故発生地) 滋賀県	エアコン	飼育室で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は動物繁殖施設の飼育用の部屋に設置され、床に落下した当該製品の周辺にはゴキブリの死骸や卵が多数認められた。○ファンモーターコネクタ一部の端子間が著しく焼損していた。○当該製品の電源プラグはコンセントに接続され、本体は使用されていなかったがファンモーターコネクタの端子間には停止中でもDC140Vの電圧が印加されていた。○当該端子間の樹脂は炭化し、抵抗値は10Ω程度に低下しており、端子間の炭化物を成分分析したところ、当該樹脂材料には存在しない導電性成分のリンと硫黄が検出された。○隣室に設置された同等品の本体内部に付着したゴキブリの糞を成分分析したところ、リンと硫黄の成分が多く検出された。●当該製品は、ファンモーターコネクタ一部の端子間に小動物の糞等が付着したことにより、端子間でトラッキング現象が生じて出火したものと推定される。 (F1)	(受付:2015/02/10)
A201400753 2014-2629 2015/02/05 (事故発生地) 北海道	電気ポンプ	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、取扱説明書で禁止されている軸が垂直になる向きで長期間(約16年)使用されていた。○樹脂製の羽根車は破損し、ケーシングに羽根車による擦過痕が認められた。○ローター軸受けが摩耗して欠損し、ローター軸受け周辺にさびが偏って付着していた。○モーター用のコンデンサーはほぼ焼失していた。●当該製品を垂直に取り付けて長期間(約16年)使用を続けたため、軸受け部に空気がたまり水が回らず摩擦が大きくなり、軸受け部が摩耗し羽根車がケーシングに接触して回転が妨げられた過負荷状態での使用により、コンデンサーが劣化して内部短絡により異常発熱し、周辺の樹脂製カバーに着火し出火したものと推定される。なお、取扱説明書には「ポンプ軸が水平になるように取り付ける。垂直に付けると軸受け部に空気がたまり故障の原因になる」旨、記載されている。 (D1)	(受付:2015/02/13)
A201400772 2014-2711 2015/02/11 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は前面(ヒーター面)がソファーに向いた状態で近接して置かれており、ソファーとともに焼損していた。○当該製品の外郭は、左側面、前面左下の台座部及び上面に焼損が認められた。○ヒーター部、内部配線、スイッチ等の内部電気部品に出火した痕跡は認められなかった。○回転式の電源スイッチつまみは焼損していたが、電源OFF(切)の位置ではなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品ヒーター部からの輻射熱によりソファーが過熱され出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/02/23)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400781 2014-2604 2015/02/07 (事故発生地) 福井県	照明器具（センサー付）	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火災)	○電源コードは、複数箇所です断線しており、断線部には溶融痕が多数認められた。○電源コードの溶融痕は、通常使用では応力が生じない位置にあった。○外郭樹脂の内部に焼損は認められず、基板に溶融痕等の出火に至ったような異常は認められなかった。○内部配線に断線は認められず、電源プラグに溶融痕等、出火の痕跡は認められなかった。●事故当時の状況が不明であるため原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/02/25)
A201400809 2014-2802 2015/02/07 (事故発生地) 愛知県	チャイム（電池式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は単2形乾電池4本により動作する構造で、本体の外郭樹脂は焼失していた。○ソレノイドの焼損は著しく、巻線には乾電池4本（6V）の電圧では通常生じない大きな溶融痕が複数認められた。○当該製品の内部配線及び玄関ボタンと接続する配線に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○装填されていたアルカリ乾電池4本に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の壁裏には100Vが印加された屋内配線が引き回されていたが、当該製品との位置関係は特定できなかった。○1週間程前に上階から漏水があった。●当該製品に外部から100Vが印加されたため、ソレノイドの巻線が絶縁破壊してレイショートし出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/03/05)
A201400824 2014-2757 2015/02/23 (事故発生地) 石川県	電気ストーブ	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、背面、左側面、上面の外郭樹脂が焼失しており、右側面及び底面の外郭樹脂は一部焼失しているものの、残存していた。○当該製品は事故発生時、事務机の下で、電源コードを背面の収納用フックに巻いたまま使用されていた。○電源コードは複数箇所です断線し、断線部に溶融痕が認められたが、絶縁被覆が断続的に残存しており、断線箇所は通常使用において応力のかからない位置であった。○ヒーター管に、破損は認められなかった。○電源プラグ、内部配線、接続端子部、スイッチに、出火の痕跡は認められなかった。○スイッチの樹脂部は焼損しており、事故発生時の状態（入/切）は確認できなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、電源コードがダメージを受けるなどして不具合が生じ出火に至った可能性が考えられ、当該製品の本体に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品の電源コードは電気用品安全法の技術基準に適合していた。 (F2)	(受付:2015/03/10)
A201400868 2014-2922 2015/03/02 (事故発生地) 東京都	延長コード	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は加湿器の電源プラグを接続していたタップ表面に焼損が認められた。○タップ内部に異常発熱した痕跡は認められなかった。○接続していた加湿器の電源プラグは、両刃根元に溶融及び焼損した痕跡が認められた。○落下した装身具により床が焦げていたが、装身具は廃棄されており確認できなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから事故原因の特定に至らなかったが、当該製品のタップと接続された加湿器の電源プラグとの隙間に導電性の異物が接触したために短絡状態となりスパークが発生し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/03/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201400872 2014-2944 2015/03/13 (事故発生地) 愛知県	焙煎機(コーヒー豆用)	事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者はチャフ(豆の薄皮)が多いブラジル豆を、付属のカップ(すり切りで約100g)2杯半を焙煎容器に入れて焙煎を開始し、その場を離れていたところ、約15分後に出火した。○当該製品は生豆を入れた容器を回転させながら、容器下部からヒーターの温風を送り、容器上部から排出する焙煎機であり、焙煎容器を中心に焼損していた。○本体内部の基板、配線等の電気部品は焼損しておらず、出火の痕跡は認められなかった。○同等品を用いて、付属のカップで山盛り2杯半(約350g)のブラジル豆を焙煎した結果、15分後に白煙量が非常に多くなり、豆から剥がれたチャフが発火し、16分後に豆に着火した。なお、生豆300g以下では発火に至ることはなかった。●当該製品に、300gを超える生豆を投入し、さらに焙煎中にその場を離れたため、過加熱によりチャフが発火し、豆に引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「焙煎中は機械から離れない。」、「生豆を最大容量の250gを超えて入れると、熱風の通りが悪くなり、短時間で火災が発生する原因となる。」、「ブラジル豆のようにチャフの多い豆を焙煎するときは、200g以下とする。」、「もの凄い煙が出だしたらすぐに焙煎を止める。さらに焙煎を続けると発火する。」旨、また、本体表示にも、「使用中は焙煎機から離れない。火災や火傷に注意。」旨記載されている。	(受付:2015/03/24)
A201400884 2014-2842 2015/03/11 (事故発生地) 石川県	電気カーペット	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、コントローラー部を中心に一部焼損しており、コントローラー部の樹脂ケースは熔融・変形していたものの残存していた。○内部の制御基板、各電気部品等に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは、コントローラー部への差し込み部分で断線しており、電源プラグ側の芯線に熔融痕が認められた。○コントローラー側断線部に熔融痕は認められなかったものの、プロテクター部が床面に対して水平方向に曲がっていた。○ヒーターパターンの通電部分に、断線等の異常は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コード本体側のプロテクター部が、曲げ応力等によって半断線状態となったことにより、スパークが発生して出火に至ったものと推定される。	(受付:2015/03/27)
A201500003 2014-2927 2015/02/09 (事故発生地) 福井県	電気毛布(敷毛布)	当該製品を使用中、右大腿部に低温火傷を負った。	○当該製品の毛布本体内部にあるヒーター線の一部が、よじれてループ状となっていた。○事故発生時、温度設定「強」(最大負荷)で使用(就寝)しており、当該モードにおける本体表面温度は、正常部約38℃、ループ部約52℃であった。○使用者は、一部ヒーター線がループ状になっており、当該部分の温度が比較的高いことを認識しつつ、使用を継続していた。●当該製品は、ヒーター線の一部がよじれてループ状となっており、高温となる当該部分に長時間皮膚が接触して低温火傷に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、低温火傷を防止するため、「『強』目盛で長時間使用しない」、「1日1回必ず広げ直す」、「発熱体が重なったりループができている場合は、使用せずに販売店に相談する」旨、記載されている。	(受付:2015/04/02)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500009 2015-0048 2015/02/17 (事故発生地) 鹿児島県	除湿機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故発生時、当該製品の電源プラグはコンセントに差し込んでいたが、電源は入れていなかった。○当該製品の電源コードに、別製品の電源コードが手よりで途中接続されており、接続部（断線部）には溶融痕が認められた。○本体内部に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源コードに使用者が別製品の電源コードを手よりで接続延長したため、接続部が接触不良により発熱及び短絡して出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードは、破損させたり加工したりしない。」旨、記載されている。 (E4)	(受付:2015/04/02)
A201500020 2015-0074 2015/02/21 (事故発生地) 福岡県	暖房便座	当該製品を使用中、低温火傷を負った。 (重傷)	○事故発生時、使用者は4時間以上着座状態であった。○当該製品の便座温度調節機能は正常であった。○製品内部の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品の電気部品等に異常はみられず、便座温度測定においても異常温度にはならなかったことから、便座の上に4時間以上の長時間着座していたため、低温火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書には「長時間使用すると、低温ヤケドをおこす恐れがある。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/04/07)
A201500052 2015-0024 2015/03/19 (事故発生地) 熊本県	生ごみ処理機	当該製品を延長コードに接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201500059と同一事故) (火災)	○当該製品は事故発生時、使用されていなかった。○当該製品の熱風ヒーターは焼失していたが、主基板、攪拌モーター、触媒ヒーター及び熱風モーター等の電気部品、内部配線との接続部に出火した痕跡等の異常は認められなかった。○当該製品の電源プラグは栓刃が2本とも溶断しており、延長コードの刃受金具に挟まっていた。○接続していた延長コードには湿気の多いところで使用しない旨の警告表示があったが、風雨にさらされる屋上で数年の間使用されており、事故発生時も雨が降っていた。●当該製品に接続されていた延長コードが防雨型でなく、風雨にさらされる屋上で数年の間使用されていたため、電源プラグ栓刃と延長コードの刃受金具との接続部（異極間）に雨水が付着し、トラッキング現象が発生して、延長コードが焼け落ち、生ごみ処理機の台座に引火して燃え広がったものと推定される。なお、取扱説明書には、屋外（軒下）・ベランダの据え付けかたについて「工事部材にアース付き防雨形コンセントを使用する」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/04/20)
A201500059 2015-0168 2015/03/19 (事故発生地) 熊本県	延長コード	当該製品に生ごみ処理機を接続して使用していたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201500052と同一事故) (火災)	○当該製品には湿気の多いところで使用しない旨の警告表示があったが、風雨にさらされる屋外のバルコニーで数年の間使用されており、事故発生時も雨が降っていた。○当該製品のコンセント受刃内に生ごみ処理機の溶断した電源プラグ栓刃が挟まっていた。○生ごみ処理機は事故発生時、使用されていなかった。○生ごみ処理機の熱風ヒーターは焼失していたが、主基板、攪拌モーター、触媒ヒーター及び熱風モーター等の電気部品、内部配線との接続部に出火の痕跡等の異常は認められなかった。●当該製品は防雨型でないにもかかわらず、風雨にさらされる屋外のバルコニーで数年の間使用されたため、当該製品のコンセント受刃と生ごみ処理機の電源プラグ栓刃との接続部（異極間）に雨水が付着し、トラッキング現象が発生して、延長コードが焼け落ち、生ごみ処理機の台座に引火して燃え広がったものと推定される。なお、取扱説明書には「湿気の多いところで電源プラグを差し込んだまま使用しない」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/04/22)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500063 2015-0171 2015/03/19 (事故発生地) 宮崎県	暖房便座	施設で使用者(80歳代)が当該製品を使用中、低温火傷を負った。 (重傷)	○当該施設では、通常、暖房便座の温度調節つまみは「弱」に設定され、変更できないようにテープで固定されていたが、テープが外れて「強」の設定となっていた。○当該製品の温度調節スイッチが「強」の状態でも26分間着座していた。○当該製品は運転可能な状態であり、熱変形等の異常は認められなかった。○当該製品の表面温度は仕様の範囲内であり、異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、当該製品に強の状態でも長時間着座していたため低温火傷を負ったものと推定される。なお、当該製品本体には、「低温火傷に注意する。」、「長時間お使いになるときはスイッチを切る。」、「お年寄り、身体の不自由な方、温度感覚のない方は、着座後便座スイッチを切って使用する」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/04/22)
A201500068 2015-0095 2015/02/09 (事故発生地) 福岡県	延長コード	遊技施設で当該製品に複数のディスプレイモニターを接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故発生時、当該製品には、多数のディスプレイモニター(最大2160W)が接続された状態で約10年間継続使用されていた。○当該製品の電源プラグの片側が著しく焼損しており、栓刃カシメ部が変色していた。○電源コードは全体的に硬化しており、発熱した痕跡が認められた。●当該製品は、接続可能な最大電力(1500W)を大きく超えて多数のディスプレイモニターを接続(最大2160W)し、使用(約10年間)していたため、過電流により電源プラグ部の栓刃カシメ部が異常発熱して出火したものと推定される。なお、本体表示には、「合計1500Wまで使用できる」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/04/27)
A201500083 2015-0177 2015/04/20 (事故発生地) 兵庫県	エアコン(室外機)	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品はプリント基板の一部の焼損のみで電気部品等に異常は見られず原形を留めていた。○プリント基板と電装ユニットのシャーシ間で1匹のヤモリが挟まれた状態で炭化していた。○プリント基板はヤモリによって複数箇所ショートし、基板の焼損やパターンの剥がれが認められた。○事故当時の気温が10℃以下で風雨もあったことから予熱モードになった。●当該製品の電装部にヤモリが侵入しプリント基板上の複数箇所ショートしたため、過電流が流れてプリント基板が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F1)	(受付:2015/04/30)
A201500098 2015-0273 2015/03/01 (事故発生地) 愛知県	温水洗浄便座	使用者が当該製品を使用中、低温火傷を負った。 (重傷)	○使用者は、肌が弱い方が寒がりのため、事故当時、便座温度を「高」で使用していた。○当該製品の外觀に焦げ等の異常は認められなかった。○電気部品に異常は認められず、洗浄・温水・暖房便座機能は正常に作動した。○便座の表面温度に異常は認められなかった。○ノイズ試験で誤動作は生じなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、便ふたの内側には、「お年寄りは便座スイッチを「低」または「切」にする。」旨、取扱説明書には、「お年寄り、病気の方、皮膚の弱い方が使用する際は、便座スイッチを「低」、または「切」にする。長時間使用すると低温火傷をおこす恐れがある。」旨、記載されている。 (F2)	(受付:2015/05/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500100 2015-0218 2015/04/27 (事故発生地) 大阪府	除湿乾燥機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○外郭樹脂は原形を留めており、電源コード口出し部のみ焼損していた。○電源コードは口出し部近傍の機器内部側で断線しており、断線部に溶融痕が認められた。また、断線部に手より接続された痕跡が確認された。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○新品購入したものであり、事業者や販売店に修理歴はなかった。●当該製品の電源コードが断線部で切断され、正規品と異なる電源コードと手より接続されたため、接触不良から発熱し、絶縁被覆が溶融若しくは炭化状態となり、異極間で短絡が生じ出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/05/12)
A201500120 2015-0313 2015/05/02 (事故発生地) 東京都	電気冷蔵庫	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品は、機械室のある本体下部の左側面の焼損が著しかった。○電源コードは、本体の機械室付近（本体から外側約85mm）と電源プラグ付近（コードプロテクターから約50mm）の2か所で焼損し、断線箇所に溶融痕が認められた。○本体内部の電気部品に焼損は認められたが、出火した痕跡は認められなかった。○当該製品は約2年前にリサイクルショップで購入された中古品で、以前の使用状況は不明であった。●当該製品の詳細な使用状況が不明であることから、事故原因の特定には至らなかったが、通常使用において応力がかからない箇所で電源コードが断線しているため、電源コードに過度な応力がかかり、被覆が焼損して短絡、スパークが発生して、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は電気用品取締法の技術基準に適合していた。	(受付:2015/05/18)
A201500124 2015-0282 2015/05/10 (事故発生地) 福岡県	除湿乾燥機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードプロテクター部において、電源コード芯線が断線していた。○電源コードの断線部は芯線がほどけて曲がっており、先端に溶融痕が認められた。○製品内部に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源コードプロテクター部に繰り返し屈曲等の応力が加わったため、電源コード内部の芯線が断線し、スパークが発生して火災に至ったものと推定される。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げたり、ねじったり、引っ張ったりすると、感電・ショート・火災の原因になる」旨、記載されている。	(受付:2015/05/20)
A201500153 2015-0510 2015/05/23 (事故発生地) 静岡県	充電器（電話子機用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められた。○電源コードの断線部はベッドの木枠で屈曲しており、その上に段ボールが置かれていた。○当該製品本体及び電話子機は外郭が一部焼損していたが、電気部品は焼損しておらず出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電源コードが外力で強く圧迫されたため、コードの芯線が断線、スパークし出火に至ったものと考えられる。なお、当該製品は電気用品安全法の技術基準に適合しており、取扱説明書には、「電源コードに傷をつけない」旨、記載されている。	(受付:2015/06/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A201500193 2015-0634 2015/06/03 (事故発生地) 東京都	コンセント	店舗で当該製品に接続していた電源プラグを引き抜こうとしたところ、当該製品及び電源プラグ部を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、商業ビルに設置された床埋め込み式のコンセントで、金属製の蓋を外すと差込口が床面と平行な形で現れる構造であった。○差込口部は金属製取付枠から外れており、当該製品に挿入していた電源プラグの栓刃と金属製取付枠に溶融痕が認められた。○金属製取付枠と差込口部の組立金具に変形が認められた。○当該製品に差し込んだ電源プラグを踏みつけることが多々あったとの使用者証言があった。●当該製品に差し込んだ電源プラグを踏みつける等の外力が加わり、当該製品の差込口部が金属製取付枠から外れたため、電源プラグを抜く際に栓刃と金属製取付枠が短絡したものと推定される。なお、当該製品はJIS規格の基準に適合しており、取扱説明書には「重いものを落としたり、ぶつかけたりしない。地絡・感電の原因になる。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/06/23)
A201500243 2015-0457 2015/05/10 (事故発生地) 熊本県	延長コード	店舗で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故発生時、店舗にて活魚を発泡スチロール箱に入れ、水槽用エアポンプを発砲スチロール箱上に置いて海水を循環していた。○水槽用エアポンプの電源プラグと当該製品のタップ部が接続されている箇所の焼損が著しかった。○過去に海水が水槽用エアポンプの電源プラグと当該製品のタップ部の接続部にかかり、ブレーカーが落ちたことがあった。○水槽用エアポンプの電源コードの被覆は焼損しているものの、溶融痕などは認められず、エアポンプ本体にも発熱の痕跡は認められなかった。●当該製品のタップ部と水槽用エアポンプの電源プラグとの接続部に海水が浸入したため、トラッキング現象が生じ、出火したものと推定される。なお、本体パッケージには、「水のかかりやすい場所や湿気の多い場所では使用しない」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/07/13)
A201500244 2015-0807 2015/06/21 (事故発生地) 岐阜県	エアコン	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	○事故発生時雷が鳴っており、窓の外が光って大きな音がした後、当該製品の室内機から発煙し、周辺が煤けた。○室内機は右側が黒く煤けており、フィルターに焼損が認められた。○室内機の基板は、アース接続部付近が焼損し、銅箔パターンに溶融が認められた。○室内機の熱交換器に接続されるアース線が溶断し、近くの冷媒管に穴が空いていた。○電源プラグを接続していた壁コンセントのアース線固定ネジに溶融が認められた。○室外機は屋根の上に設置され、室外機の金属製左脚、金属製置き台及び屋根の金属板に溶融が認められた。○室外機の基板は、アース接続部付近が焼損し、銅箔パターンに溶融が認められた。○テレビアンテナは一部が溶融してアンテナ線の被覆が焼損し、ブースターの電源コードの芯線が溶融していた。また、分電盤の漏電ブレーカー及び個別ブレーカーの一部に、端子の溶融が認められた。●当該製品は、アース部分に落雷による高電圧が加わったため、内部が焼損したものと推定される。 (F1)	(受付:2015/07/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400254 2014-1066 2014/07/14 (事故発生地) 埼玉県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、ガス警報機が鳴動し、火が消えていたので再点火したところ、爆発を伴う火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火災)	○当該製品のグリルを点火した後、魚を調理中にガス警報器が鳴動した。○グリル庫内を確認すると火が着いていなかったため、再度点火操作を行ったところ漏洩したガスに引火した。○使用者は、着火操作時に着火したことを確認していなかった。○当該製品のグリルバーナーは正常に着火し、燃焼状態にも異常は認められなかった。○ガス通路は、一次側、二次側ともにガス漏れは無かった。○当該製品は、約29年前の製品であり、立ち消え安全装置を搭載していなかった。●当該製品に着火不良やガス漏れは認められず、調理開始時に当該製品が着火していることを確認しなかったために機器内部にガスが滞留し、再度点火操作を行ったため、事故に至ったものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には「着火を確かめてから手を離す。」、取扱説明書には「グリル使用時はグリルバーナーに着火していることを必ず確認する。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2014/08/01)
A201400287 2014-1214 2014/08/02 (事故発生地) 栃木県	石油ふろがま	当該製品のタイマーをセットした後、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	○事故当時、浴槽の排水栓が抜かれた状態であった。○当該製品の循環ゴムホースは、上下とも焼損が著しく焼け落ちていた。○基板のIC（浴槽内の水検知判定などを行う）が破損し、電源回路のバリスターにも破損が認められた。○バーナー本体は、ふろがまとの接触部に焼損が認められたが、内部の電気部品や燃焼器に焼損は認められなかった。●当該製品の空だき防止装置が故障していたため、空だき時に過熱して出火したものと考えられる。空だき防止装置が故障した原因は、基板のバリスターが破損していたことから、落雷など外部からの要因で基板に過電圧が加わり、ICが故障したものと推定される。 (F1)	(受付:2014/08/18)
A201400510 2014-1769 2014/11/05 (事故発生地) 熊本県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の炎筒内部や芯調節器後部にススが付着し、また燃焼筒下部の一部及び芯案内筒上部の一部が熱変色していた。○樹脂製の電池ボックス部は溶融・焼損し原形を留めておらず、電池ボックス近くの芯調節器にある空気取り入れ穴にススが付着していた。○当該製品を点火させたところ、正常に燃焼することを確認した。○燃焼筒をずらした状態で再現試験を実施したが、芯調節器にある空気取り入れ穴にススは付着しなかった。●事故発生時の当該製品の状況が再現しないことから、事故原因の特定には至らなかったが、事故発生後も当該製品は正常に燃焼できる状態であることから、製品に起因しない事故であると推定される。 (F2)	(受付:2014/11/17)
A201400525 2014-1861 2014/11/12 (事故発生地) 東京都	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、当該製品に灯油を入れて点火棒で点火し、2時間ほど使用したところ、天板付近から10cmの炎が上がり、側面からも炎が吹き出した。○当該製品は、全体的に焼損していた。○給油タンク、固定タンク、燃焼筒、吸気口に異常は認められなかった。○誤給油による異常燃焼、不完全燃焼による吹き返し、可燃物の接触や落下、使用中の給油による引火による出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、事故前までは正常に稼働していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/11/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400646 2014-2062 2014/11/25 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A201400819と同一事故）	○当該製品にガス漏れ及び電氣的な異常が生じた痕跡は認められなかった。○当該製品の後側底面にゴム管の破損部から炎が吹き付けられて焼損した痕跡が認められた。○当該製品の後側にゴム管を損傷するバリ等は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、こんろ点火時の火花が当該製品に接続されていたゴム管破損部から漏れたガスに引火し焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/01/06)
A201400651 2014-2177 2014/12/29 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品の外郭は全体的に焼損が認められた。○燃焼筒にススの付着はなく、異常燃焼した痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクや油受け皿から、灯油が漏れた痕跡は認められなかった。○置台上に、ホコリ等の堆積はなく、マッチカス等の可燃物は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/01/08)
A201400661 2014-2363 2015/01/04 (事故発生地) 東京都	開放式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	飲食店で当該製品の着火操作を行ったところ、周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品からお湯が出なかったため、使用者が給湯栓の開閉を繰り返したところ当該製品が着火し、周辺にあったジュースが溶損したとのことだが、給湯栓の開閉操作や着火時の状況については、詳細情報を特定することができなかった。○当該製品に着火不良は認められず、燃焼状態にも異常は認められなかった。○当該製品のガス・水通路部に漏れ等の異常は認められなかった。●当該製品の事故に至った経緯や事故状況の詳細が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/01/14)
A201400662 2014-2380 2014/12/27 (事故発生地) 千葉県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を点火したところ、建物を全焼する火災が発生し、1名が火傷を負った。	○当該製品は全体が焼損し、変形が著しかった。○当該製品の不具合による出火の痕跡は認められていない。○点火の際にマッチを使用した。○油タンクの残油を調べたがガソリンではなく灯油であった。○当該製品は、今シーズン初めての使用。今シーズン購入した灯油を給油したが、暖かかったため使用していなかった。○燃焼筒には異常燃焼した際に見られる多量のススの付着は、内炎筒、外炎筒、放熱ネットいずれにも認められなかった。○異常燃焼の要因となる置台の芯案内筒の下方にホコリの堆積は認められなかった。●当該製品は、詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、出火の痕跡は認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/01/15)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400688 2014-2452 2015/01/14 (事故発生地) 宮城県	ガスこんろ（L P ガス用）	施設で、鳴動しているガス警報器を停止させ、石油温風暖房機を点火したところ、爆発が発生し、建物の一部を破損し、1名が軽傷を負った。（A201400689と同一事故） (火災)	○当該製品が繋がっていたガス栓が壊れており、ガス漏れが生じる状態であった。●石油温風暖房機を点火した際に、当該製品が繋がっていたガス栓から漏れ出して滞留していたガスに引火して爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/22)
A201400689 2014-2453 2015/01/14 (事故発生地) 宮城県	ガス栓（L P ガス用）	施設で、鳴動しているガス警報器を停止させ、石油温風暖房機を点火したところ、爆発が発生し、建物の一部を破損し、1名が軽傷を負った。（A201400688と同一事故） (火災)	○使用者は、事故発生時、ガスこんろにつながる当該製品の右側ガス栓を開いた。○右側ガス栓は、つまみや押し直しバネなどが外されており、つまみなどの部品に傷跡が認められた。○当該製品は、押し直しバネによる栓の押しつけがなくなると栓が浮き上がりガス漏れが生じることがある構造であった。○右側ガス栓のつまみや押し直しバネなどが外されていた経緯は不明であった。●当該製品の右側ガス栓が、つまみや押し直しバネなどが分解により外されていたため、使用者が右側ガス栓を開けた際にガス栓上部からガスが漏れ出し、石油温風暖房機を点火した際に、滞留していたガスに引火して爆発したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/22)
A201400692 2014-2454 2015/01/19 (事故発生地) 神奈川県	開放式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品各部に出火原因となる異常は見られない。○当該製品側の接続金具付近のホース部の燃焼が著しい。○当該製品はガス機器の設置資格の無い方が設置した。○使用状況は不明。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、強化ガスホースとの接続に不具合があり、接続部よりガス漏れが生じ、何らかの火が引火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/23)
A201400693 2014-2455 2015/01/21 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（L P ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火災)	○使用者が外出から戻った際に出火を確認した。○当該製品の左側こんろ操作ボタンは押された状態で固着し、左ごとく上の土鍋は内容物が焦げて、鍋底に固着していた。○機器内部は全体にススが付着し、左側部分が焼損していたが、内部から出火した痕跡は認められなかった。○当該製品の周辺は雑然としており、周辺には可燃物が置かれていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、何らかの原因により、左側こんろの操作ボタンが押されて周辺の可燃物に着火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/23)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400698 2014-2486 2015/01/19 (事故発生地) 群馬県	石油給湯機付ふろがま	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、缶体にふろ用と給湯用の2つのバーナーが取り付けられた構造であるが、ふろバーナーの取付け部を起点に焼損が認められた。○ふろバーナーは、缶体との接続が下方にずれて取り付けられていた。○ふろバーナー口のパッキンは、中心がずれて取り付けられ、パッキン上部が割れ、当該部分からの燃焼ガスが漏れる状態であった。○ふろバーナー口のパッキンに灯油の染み込みが認められた。○ふろバーナーのノズル内部に異物が付着して噴霧角度が基準値より広がり、噴霧した灯油が燃焼筒に接触し滴下する状態であった。○ふろバーナーの点火電極に摩耗が認められた。○バーナーノズルの形状から、2006年6月以降に、ノズルの交換作業が行われたものと判断されたが、修理業者等は不明であった。 ●当該製品のノズル交換修理の際に、ふろバーナー口のパッキンのずれなどの取付不良があったため、長期使用による燃焼不良によりバーナー口のパッキンに浸み込んだ未燃灯油に、バーナー口から漏れた燃焼ガスが引火し、出火したものと推定される。 (D2)	(受付:2015/01/28)
A201400702 2014-2461 2015/01/10 (事故発生地) 石川県	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 (火災)	○当該製品の燃焼筒に、著しいススの付着など、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○固定タンクに灯油漏れは認められなかった。○カートリッジタンクは本体にセットされており、給油口ふたは閉まっていた。○芯の位置及び芯調節レバー等は、正常消火の状態であった。○置台に、局所的な強い焼け等、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常出火等の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/29)
A201400709 2014-2505 2015/01/23 (事故発生地) 兵庫県	石油ストーブ(開放式)	建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が重傷、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。 (火災 死亡 重傷)	○燃焼筒のガラス外筒、外炎筒、内炎筒及び拡炎板にススの付着はなく、天板の裏にもススの付着は認められなかった。○灯芯は基準面より20mmの手動消火位置で焼き付いて固着していた。○置台の中央部には過熱痕やススの付着はなく、吹き返しの痕跡は認められなかった。○油タンクに油漏れの痕跡は認められなかった。○燃料にガソリンの臭気は認められなかった。●当該製品は、異常燃焼及び油漏れの痕跡がないことから異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/30)
A201400713 2014-2542 2015/01/01 (事故発生地) 福岡県	ガスストーブ(開放式、LPガス用)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品を使用中、近くで可燃性のスプレー缶を使用した。○当該製品には、破損等の異常は認められず、事故発生後も使用できる状態であった。○焼損部分は、壁に開けた穴の一部と当該製品のガスコードだけであった。●当該製品を使用中、近くで壁の一部に四角い穴を開け、穴の隙間からスプレー缶で断熱用の発泡ウレタンを注入したため、スプレー缶から噴射された可燃性ガスに引火し、穴の一部と当該製品のガスコードの一部を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の周囲では、スプレー・ガソリン・ベンジンなどの引火のおそれのあるものを置いたり使用しない。」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/02/02)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400734 2014-2460 2015/01/25 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（半密閉式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が重傷、1名が軽傷を負った。 (火災 重傷)	○当該製品は事故発生時に使用中であったが、使用状況の詳細については不明であった。○製品下部が全体的に焼損し、操作部が著しく焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○油量調整器の動作に異常はなく、送油配管接続部や給油ホースからも灯油が漏れた痕跡は認められなかった。○燃焼部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○電源コードや内部配線に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/02/05)
A201400741 2014-2597 2015/02/02 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○グリルの網にアルミ箔を敷いて調理をしていた。○グリルを手入れせず、2回目を調理した。○グリル内後方排気口部分に油脂が蓄積していた。○ガス漏れはない。●当該製品は、使用者がグリルの網にアルミ箔を敷いて手入れせず連続使用したことにより、アルミ箔に溜まった脂が過熱・発火し、グリル内に蓄積していた油脂に延焼して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「脂の出る料理には、グリル焼き網の上や下にアルミはくを敷かない。」「グリル使用后および連続使用するときは、グリル受け皿にたまった脂を取り除く。」旨、警告・注意表記されている。 (E2)	(受付:2015/02/09)
A201400745 2014-2619 2015/02/02 (事故発生地) 北海道	石油給湯機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○使用者は、3年前からエラーが何度も出ていたことを認識していたが、点検を行わずに使用を継続していた。○当該製品のエラー履歴には、途中失火等によるエラーが263回記録されていた。○排気筒には過熱の痕跡があり、排気筒の断熱材に焼損が認められた。○バーナーのノズルに噴霧不良が認められ、消音室内部の消音材には未燃灯油のしみ込みの痕跡が認められた。●当該製品は、途中失火等の異常を検知して何度もエラー停止していたが、使用者がリセットを繰り返して使用を続けたため、未燃灯油が異常燃焼して事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「エラーが生じた場合は、作動原因を処置してリセットする。リセットしても直らない場合は、販売店に連絡する。」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2015/02/12)
A201400750 2014-2557 2015/01/27 (事故発生地) 高知県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品は、全体的に著しく焼損し、操作部等の樹脂部品は焼失していた。○燃焼筒の外側にススが付着していたが、内側にはススは付着しておらず異常燃焼の痕跡は認められなかった。○芯は消火位置まで下がっており、焼損やタールの付着は認められなかった。○カートリッジタンクは本体に収まり、表面にはススが付着し油量計は焼損していたが、ワンタッチ式の口金は正常に閉まっており、開閉に異常は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/02/12)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400759 2014-2661 2015/01/30 (事故発生地) 鹿児島県	密閉式（BF式）ガス ふろがま（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、 周辺を汚損する火災が発生した。	○バーナーの先端付近の下側が腐食により破損し穴が空いており、腐食部分よりナトリウムと塩素が検出された。○バーナーの腐食した箇所の材料に異常は認められなかった。○当該製品の製造時に、塩分が付着する工程や環境はないことを確認した。○当該製品に冠水した痕跡は認められなかった。●当該製品のバーナー部に塩分が付着した経緯の特定には至らなかったが、燃焼時の熱と外部から付着した塩分の影響で腐食が促進されバーナー一部が破損したため、漏れたガスに引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/02/16)
A201400763 2014-2663 2015/01/19 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該品のこんろで調理中、加熱していたステンレス製片手鍋から食材が煮こぼれし、こんろの火が揺れ動くような状態になった。○当該製品の天板の上やごとは手入れがされておらず、ごとかや天板には大量の残留物が付着していた。○残留物は多量の油分を含んでいた。●当該製品で調理しているとき、煮こぼれによりこんろの火が揺れ動き、天板及びごとかに付着していた油分を含んだ残留物に引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「煮こぼれさせた場合は機器が冷めてからできる限り早く拭き取る。」旨、記載されている。	(受付:2015/02/17)
A201400770 2014-2682 2015/02/13 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品を汚損し、 周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品本体と壁との間に設置してある木製台と壁が焼損していた。○当該製品の背面外郭などにススが付着しているものの、当該製品に変形や変色等は認められなかった。○グリル内部及びこんろ内部に出火の痕跡等は認められなかった。○左右のバーナー及びグリルともに正常に燃焼し製品内部からガス漏れも認められなかった。●事故当時の詳細な状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部から出火した痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/02/20)
A201400779 2014-2706 2015/02/10 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○当該製品の右こんろの上に物を置いた状態で、右こんろの操作ボタンを押して点火した。○誰が当該製品の右こんろの操作ボタンを押して点火したのか特定されていない。○当該製品に出火に至る異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明であるが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/02/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400816 2014-2795 2015/01/29 (事故発生地) 長崎県	石油ストーブ(開放式)	倉庫を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火災 死亡)	○当該製品は、全体的に焼損が著しく樹脂部品は全て焼失していた。○芯は消火時の位置に下がっており、芯にカーボンの堆積等は認められなかった。○燃焼筒に、ススの付着は認められなかった。○油受け皿に燃料漏れは認められなかった。○カートリッジタンクは全体的に焼損し、著しい膨らみ変形が認められたが、当該製品からガソリン成分は検出されなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に繋がるような異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/03/06)
A201400819 2014-2796 2014/11/25 (事故発生地) 北海道	ゴム管(LPガス用)	当該製品に接続しているガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201400646と同一事故) (火災)	○事故現場はガス栓に焼損はなく、ガスこんろの左後部と付近の壁面及び当該製品の一部に焼損が認められた。○当該製品は、ガスこんろホースエンド接続部付近の焼損が著しい箇所にて穴が空いており、それとは別の箇所にも外部より熱源を押し当てたような焼損が認められた。○ガス事業者は、ガスこんろを設置する際、新品の当該製品に亀裂がないことを確認し、当該製品は屈曲等もなく適切に設置されていた。○ガスこんろに出火痕跡は認められなかった。●当該製品は、詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、外部から何らかの熱により、ゴム管が溶融してガスが漏洩し、こんろ点火時の火花がガスに引火して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/03/06)
A201400823 2014-2831 2015/03/04 (事故発生地) 福井県	ガスこんろ(LPガス用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	○当該製品には出火に至ったような異常は認められなかった。○使用者は水入れ皿に水を入れずにグリルで調理をし、火を消さずに外出した。○右側こんろの上には、油が入った鍋が置かれていた。●当該製品に出火に至ったような異常は認められず、水入れ皿に水を入れずにグリルで調理をし、火を消さずに外出したために、グリル内の食材に着火し、右側こんろ上の鍋の油に延焼して、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたままの移動、外出、就寝禁止」の旨及び「グリル水入れ皿に必ず所定の水量の水を入れる」旨、警告表記されている。 (E2)	(受付:2015/03/10)
A201400827 2014-2844 2015/02/05 (事故発生地) 奈良県	ガスこんろ(都市ガス用)	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火災)	○当該製品の外観は、右側後方に外装の塗装が残存し、本体の左側に著しい焼損が認められた。○左こんろのごとく、汁受け皿及びバーナーヘッドに鍋等と思われる金属の溶融・固着が認められた。○ガスコックやガス接続部にガスが発火した痕跡は認められなかった。○当該製品は「運転切/入」スイッチを入れて、こんろの点火スイッチを入れずと点火しない2アクションの機構で、「運転切/入」スイッチを入れて点火スイッチを押さずに1分以上経過すると運転を切る機構である。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品はガス漏れによる発火の痕跡はなく、左こんろの上に鍋等の溶融したものが残存していたことから、左こんろは連続運転であったため火災となったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/03/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400858 2014-2912 2015/03/06 (事故発生地) 千葉県	ガスふろがま（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○浴槽に水位が循環口の上まで水を張り、当該製品のタイマーをセットし追い焚きを始めた後、通行人が出火を発見した。○循環ホース及び外壁の一部が焼損していたが、浴槽にはほとんど被害はなく、前板右上部にススの付着、左右側面上部に熱による変色があった。○現場では、当該製品の空だき防止装置が外れていたが、その経緯は不明。○浴槽内には水はなかった。○当該製品の空だき防止装置取付部は焼損していたが、空だき防止装置に焼損はなく正常に動作し、通常取り付けられている場所に取り付けたところ正常に取り付けることができ、押し込んで回転させないと外れることはなかった。●当該製品の空だき防止装置が外れていた経緯が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、浴槽の水が何らかの原因で抜け、空だき防止装置が外れていたために空だき状態となり、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/03/19)
A201400862 2014-2913 2015/01/31 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が軽傷を負った。	○使用者は、二階の寝室で前日の夜から当該製品を燃焼運転しており、翌朝、壁や畳を叩く物音が聞こえたため、使用者の兄とその家族らが二階に上がると石油ストーブ周辺が燃えていた。○燃焼筒にススの付着などの異常燃焼が生じた痕跡は認められなかった。○給油タンクに、油漏れや亀裂などの異常は認められなかった。○天板の表面に異物が焼き付いているのが認められたが、付着した時期が出火時が二次的なものかは特定できなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/03/20)
A201400870 2014-2938 2015/03/15 (事故発生地) 福岡県	石油ストーブ（開放式）	当該製品の給油タンクに給油後、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	○当該製品は全体的に焼損しており、点火つまみ等樹脂部品の大半分は残存していなかった。○カートリッジタンクには、焼損やススの付着等の痕跡はなく、給油口ふたのバルブ部に燃料漏れは認められなかった。○燃焼筒のガラス外筒外面にはススが付着していたが、内筒には著しくススは付着しておらず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○芯にカーボンの付着等の異常がなく、消火状態に下がっていた。●事故発生時の詳細な状況が不明であるため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に繋がるような異常が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/03/23)
A201400871 2014-2941 2015/03/17 (事故発生地) 東京都	石油ストーブ（開放式）	店舗で当該製品の給油タンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者は、消火せずに給油タンクを抜いて給油し、タンクを戻す際にタンクの給油口が開き、灯油がこぼれた。○使用者は、給油後に給油タンクの口を確実に閉めたかは確認していない。○焼損痕からストーブ上部が底部と比べてより焼損が著しい。○燃焼筒には異常燃焼の形跡は認められなかった。○本体内部に異物は確認されなかった。○給油タンクには損傷がほとんど見当たらず、加熱による変形等も認められなかった。○給油タンクの給油口ロック部分は、摺動部に付着していた消火剤の微粉末を除去すると正常に作動した。○同型機種は、2009年9月17日に「よごれま栓タンク」に係わる社告をしているが、当該製品の給油タンクは製造年からリコール対象製品ではない。●当該製品は使用者が給油時に消火をせずに給油を行い、給油タンクを戻す時にタンクの給油口のロックが不十分であったために給油口が開いたことで、燃焼を続けていた当該製品に灯油がこぼれて発火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書、本体及び給油タンクには「給油時消火」の旨及び「給油口のロック確認」の旨、警告表記されている。	(受付:2015/03/23)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500053 2015-0157 2015/04/11 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	○当該製品は全体に著しく焼損しており、給油タンクは抜かれた状態で焼損し、膨らんでいた。○当該製品は給油タンクを本体から抜くと自動消火する構造であった。○当該製品に灯油漏れの痕跡は認められなかった。○当該製品の燃焼筒に、セット位置のずれ等により異常燃焼を起こした痕跡は認められなかった。○当該製品に給油した灯油に、ガソリン混入等の異常は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/04/20)
A201500073 2015-0188 2015/04/20 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○当該製品で、フライパンの天ぶら油を加熱中、別の部屋で用事を足していたところ、当該フライパンから出火していた。○現場の焼損状況から、フライパンが置かれた右こんろ側から炎が立ち上がり、壁へ燃え広がった痕跡が認められた。○右こんろには、調理油過熱防止機能は付いていなかった。○当該製品の内部に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の調理油過熱防止機能が付いていない右こんろで、天ぶら油をフライパンで加熱中にその場を離れたため、天ぶら油が過熱し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「天ぶら、揚げ物をしているときはその場を離れない。調理中のものが異常過熱して火災の原因になる。」、「揚げ物を調理するときは、必ず標準バーナー（天ぶら油過熱防止機能付）を使用する。」旨、記載されている。	(受付:2015/04/28)
A201500099 2015-0269 2015/04/29 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ（L Pガス用）	当該製品を操作したところ、爆発し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	○当該製品の外観に、変形や異常な焼損箇所は認められなかった。○当該製品は、器具栓までのガス通路にガス漏れは認められなかった。○当該製品内部の器具栓に、ガス漏れや出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れや出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/05/12)
A201500106 2015-0286 2015/05/05 (事故発生地) 兵庫県	屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○使用者が起床後、当該製品のスイッチを入れ、お湯で顔を洗っていたところ、2～3分後にベランダ付近から破裂音を聞き、2～3分後にベランダ方向に赤い炎を見たので確認すると、物干し竿に干していた洗濯物が燃えており、その下でも落下した洗濯物等が燃え、当該製品も焼損した。○当該製品の排気口前方の斜め上約20cmの位置に物干し竿が設置されていた。○製品下部の電源コード等が焼損し外装の底部周辺にススの付着が認められた。○当該製品の内部に、電気的な発火やガス漏れによる異常燃焼の痕跡は認められなかった。○ガスメカ（電磁弁、能力切り替え電磁弁、比例弁）に異常は認められなかった。○当該製品の給排気経路に詰まりはなく、排気の抵抗となる異常は認められなかった。●当該製品は、本体内部に発火や過熱の痕跡はなく、給排気経路に異常はないことから、当該製品の斜め上方の物干し竿に干されていた洗濯物が吸気口を一時的に閉塞したため、排気口から炎が出て洗濯物に引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「器具の上や周囲に燃えやすいものを置かない。」旨、注意表示が記載されている。	(受付:2015/05/14)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500113 2015-0305 2015/04/28 (事故発生地) 北海道	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を点火したところ、爆発し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。	○使用者が当該製品のグリルで魚を焼いている途中で火を消さずその場を離れ、戻った際にグリルから炎が上がっていたため消火器で消火し、当該製品を2～3時間放置した後、消火器の粉をふき取るうとした際、誤って点火スイッチに触れ爆発した。○グリル庫内は焼損が著しく、グリル庫内から左側こんろ器具栓等へ延焼した痕跡が認められた。○左側こんろ器具栓等のガス接続部パッキンに、炭化が認められた。○内部の電気部品や配線に焼損が認められたことから、点火ができない状態であった。●当該製品のグリルで魚を焼いている途中でその場を離れたところグリルから出火した。消火器で消火後にそのまま放置していた間に、出火により熱劣化したガス接続部のパッキン部からガスが漏洩し、何らかの火源が引火し爆発したものと推定される。なお、取扱説明書には「火をつけたまま機器から離れない。」旨、記載されている。	(受付:2015/05/18)
A201500133 2015-0420 2015/05/07 (事故発生地) 奈良県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	○使用者が当該製品のグリルで魚を焼いていたところ、グリル庫内より出火し当該製品を焼損した。○グリル庫内は長期間にわたりお手入れがなされておらず、内部に脂等が溜まっていた。●当該製品のグリル内部のお手入れがなされておらず、グリルで調理中に内部に溜まっていた脂等に着火したものと推定される。なお、取扱説明書には「グリル使用後は必ずお手入れする。」旨、記載されている。	(受付:2015/05/22)
A201500154 2015-0504 2015/05/18 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	○事故当時、グリルで魚を調理し、グリル排気口上では、排熱を利用してフライパンで肉を調理していた。○事故発生時、グリル排気口から炎が出ていた。○事故発生時、当該製品のグリル水入れ皿に水を入れずに使用しており、水入れ皿上には炭化物や油脂が付着して、過熱した痕跡が認められた。●当該製品のグリル水入れ皿に水が入っていない状態でグリルを使用し、排気口にフライパンが置かれていたことから、グリル水入れ皿が過熱され、溜まっていた油脂等が発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「グリルを使用する時は、グリル水入れ皿に必ず所定の水量の水を入れ、使用中は常に水のある状態を保つ。グリル使用後は必ずお手入れする。グリル水入れ皿にたまった脂や、調理物が燃えて火災のおそれがある。」「グリル使用中、排気口の上にタオル、ふきんなどをのせない。不完全燃焼や火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2015/06/05)
A201500160 2014-1428 2014/09/11 (事故発生地) 北海道	カセットこんろ	当該製品に鍋をかけて使用中、当該製品のごとくが破損して鍋からお湯がこぼれ、左足に火傷を負った。	○事故発生時、使用者は、足を八の字に開き、開いた足の間に入るような状態で、当該製品を直接床に置き、その上に両手鍋をかけてお湯を沸かしていた。○当該製品のごとくの脚（4本）は、汁受けに開いた3か所の穴に差し込んでかしめる構造であるが、1本の脚は3つある接合部のうち1か所が破損していた。○破損したごとくの脚の寸法は他の脚と比べて違いはなく、強度に異常は認められなかった。○破損したごとくの接合部に、腐食等の異常は認められなかった。○破損したごとくの脚に、変形や打痕等は認められなかった。●当該製品の詳細な使用状況が不明なことから、ごとくが破損した原因の特定には至らなかったが、ごとくの強度に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、同等品は、JIS規格のごとくの荷重試験を満たしていた。	(受付:2015/06/09)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400639 2014-2298 2015/01/01 (事故発生地) 山形県	除雪機（歩行型）	使用者（60歳代）が当該製品を使用 中、走行用ベルトに巻き込まれ、当該製 品の下敷きになり、病院に搬送後、死亡 が確認された。 (死亡)	○現場の状況から、使用者が当該製品を方向転換させている最中に事故が発生した。○当 該製品には、操作パネル下のセーフティークラッチ（後進中にのみ作動するもので、押すと 変速レバーが中立に戻る）、引拔式セーフティスイッチなどの安全装置が備わっていた。○ 事故当時、使用者が引拔式セーフティスイッチの紐を体に付けて作業を行っていたかは不明 であった。○当該製品の動作確認を行ったが、安全装置などに異常は認められなかった。● 当該製品を使用者が方向転換させている最中に誤って足を滑らせて転倒し、走行用ベルトに 巻き込まれたものと推定される。 (E2)	(受付:2015/01/05)
A201400669 2014-2392 2014/09/10 (事故発生地) 青森県	踏み台（アルミニウム 合金製）	当該製品から降りようとしたところ、 転倒し、手首を負傷した。 (重傷)	○当該製品は、片側昇降面の右支柱が最下部の踏ざん取り付け部付近で、通常の使用状態 で加わる力の方向とは逆方向の内側に破断していた。○支柱の寸法・肉厚及び硬さに、異常 は認められなかった。●当該製品の強度に異常は認められず、使用者が当該製品から降りる 際、バランスを崩して脚立が左右方向に転倒し、転落した使用者が脚立の支柱に接触したこ とにより、支柱が内側方向に破損したものと推定される。なお、当該製品の各部の強度は SG基準を満足しており、取扱説明書には、「左右方向に転倒しやすいので注意して使用す る」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/01/16)
A201400723 2014-2553 2014/12/27 (事故発生地) 栃木県	踏み台（アルミニウム 合金製）	使用者（60歳代）が当該製品から降 りようとしたところ、転倒し、胸部を負 傷した。 (重傷)	○使用者が当該製品を滑り易いフローリングの床に置き、左足を踏ざんの下から2段目（ 高さ約50cm）に載せ、右足を近くの机（高さ約70cm）の端に載せて、カーテンレ ールを掃除し、降りようとしたところ開き止め金具が破損して踏み台が開いたため転倒したと の申し出内容であった。○当該製品支柱の開き止め金具（2本）を固定するためのブライ ンドリベットが破断し、他方の支柱のリベット固定部を支点にぶら下がっていた。○リベッ トの破断部には伸長形ディンプルが観察され、せん断破壊によると考えられる破断面であっ た。○支柱、踏ざんに破損や著しい変形は認められなかったが、天板の樹脂部が破損してい た。○支柱の肉厚及び硬さは社内基準値を満たしており、異常は認められなかった。○別型式 でブラインドリベットによる締結構造のものは、SG基準による踏み台の強度試験及び開き 止め金具の強度試験を行った結果、異常は認められなかった。○約50kgの土嚢を別型式 でブラインドリベットによる締結構造のもの天板上端より約30cmの高さから落下させ て破損状態を確認した結果、開き止め金具のブラインドリベット胴部がせん断し、その破断 面は当該製品の破断面と酷似していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には 至らなかったが、当該製品の強度等に異常は認められないことから、使用者が当該製品を滑 り易い床面に置き使用したため、何らかの原因でバランスを崩し転倒した際に当該製品の天 板に使用者の身体の一部が接触して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と 推定される。 (F2)	(受付:2015/02/04)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400728 2014-2071 2014/11/24 (事故発生地) 愛媛県	踏み台（アルミニウム合金製）	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○使用者が、当該製品の天板に両足で乗って作業をしているときに支柱が折れて落下し、胸、身体の内側を地面で強打した。○当該製品を確認したところ、一段目踏さんの取付け部の支柱が内側に折れていた。○当該製品の折れていない支柱を用いて、製品安全協会SGCP SA 0015「住宅用金属製脚立の認定基準及び基準確認方法」の支柱の外曲げ、内曲げ試験を行った結果、基準を満たしていた。○当該製品と同等品の支柱のビッカース硬度測定を行い、引張り強度（換算値）に差が認められなかった。●当該製品の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は、製品安全協会SGCP SA 0015「住宅用金属製脚立の認定基準及び基準確認方法」の支柱の外曲げ、内曲げ試験の基準を満足していた。 (F2)	(受付:2015/02/05)
A201400762 2014-2669 2014/12/27 (事故発生地) 宮城県	踏み台（アルミニウム合金製）	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○使用者が転倒後、当該製品の脚部は閉じており、開き止め金具はストッパーを乗り越えて逆方向に折り畳まれていた。○当該製品に変形、破損等の異常は認められなかった。○左右の開き止め金具に、逆側に折り畳まれた際、ストッパーが擦れたことにより生じたものとみられる傷が認められた。○耐荷重試験の結果、当該製品の強度に異常は認められなかった。●当該製品を使用中に使用者がバランスを崩して転倒し、身体が当該製品にぶつかったことにより、開き止め金具が逆側に折り畳まれたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (E2)	(受付:2015/02/16)
A201400794 2014-2775 2015/01/11 (事故発生地) 神奈川県	手すり用接続金具	階段を上る際、手すりにつかまったところ、手すりをつないでいた当該製品が破損して手すりが動き、転倒、負傷した。 (重傷)	○当該製品は、階段用手すり（外径：35mm）間の連続性を持たせるために用いる接続金具として12年前に設置されたものであった。○当該製品が破損していたが、破断面に空洞等の成形不良はなかった。○当該製品の両端から100mm以内のうち、下部には手すり用受け金具が施工されていたが、上部には手すり用受け金具が施工されていなかった。○施工要領には、接続金具の両端から100mm以内の位置に必ず手すり用受け金具を取り付けることが記載・指示されていた。●当該製品は、製造事業者の施工要領によらない方法で施工をしたため、当該製品に本来加わらない負荷が作用して破損し、使用者がバランスを崩して転倒し、事故に至ったものと推定される。 (D1)	(受付:2015/03/02)
A201400806 2014-2801 2015/02/23 (事故発生地) 福岡県	脚立（伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製）	作業現場で当該製品を使用中、転倒し、胸部を負傷した。 (重傷)	○当該製品の伸縮脚の支柱が本体への取り付け部付近で、通常加わる力と反対方向の内側に曲がり、同じ昇降面のもう一方の伸縮脚の支柱も内側に曲がっていた。○当該製品の伸縮部の寸法・肉厚・硬さに、異常は認められなかった。●当該製品の強度に異常は認められないことから、使用者が当該製品の上で作業していた際、バランスを崩して脚立が転倒し、当該製品の上に落下したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「昇降面の左右方向に転倒しやすいので、十分注意して使用する」旨、記載されている。 (F2)	(受付:2015/03/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400817 2014-2804 2015/02/24 (事故発生地) 広島県	ベッド用落下防止柵（サイドレール）	施設で当該製品をベッドに設置して使用していたところ、使用者（60歳代）が当該製品付近に倒れた状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。	○使用者は、ベッドの外側からベッドに向かってうつ伏せのような状態で倒れているところを発見された。○当該製品に変形や取り付け不備等の異常は認められなかった。○当該製品にはサイドレールアダプターが取り付けられていたため、サイドレールを2本並べた時に出来る隙間は認められなかった。○当該製品の下の柵とマットレスとの間に隙間は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品内部の隙間は、JIS規格に適合している。	(受付:2015/03/06)
A201400832 2014-2583 2015/01/31 (事故発生地) 東京都	はしご（ロフト用）	当該製品から降りていたところ、当該製品が破断し、負傷した。	○当該製品は、ロフトへ昇降するときに収納場所からロフト部に移動し、昇降用パイプに昇降用フックを掛けて使用するが、昇降用フックや昇降用パイプに緩みや変形はなく、支柱の破損部には応力集中するような傷や空洞などは認められなかった。○ロフト側の壁に支柱の上端の傷が、反対側の壁に支柱の下端の傷が付いており、その距離は当該製品の長さと同じ2.79mであった。○事故現場を再現し、昇降用フックが昇降用パイプに掛かっている状態で50kgの砂袋を当該製品の中央に落下させても支柱は破損しなかったが、入口側壁と窓側壁に寄りかかった状態で落下させたところ、両側の支柱が破損し、入口側壁と窓側壁に事故現場と同じような傷跡が形成された。●当該製品の昇降用フックが昇降用パイプに正しく掛かっていなかったために、使用者が当該製品を登っているときに滑り止め脚カバーが窓側に動き、上端部が入口側の壁側に倒れ、窓側壁と入口側壁に当該製品が斜めに掛かった状態で使用者がその上に落下し、事故に至ったものと考えられる。なお、本体表示には、「必ず上部フックがパイプにかかっていることを確認して昇降する」旨、注意表記されている。	(受付:2015/03/12)
A201400840 2014-2858 2015/02/26 (事故発生地) 福岡県	ドアガード	子供（6歳）が玄関でドアガードの操作時に外部からドアを開けられたため、当該製品のアームと受けに指が挟まり、負傷した。	○当該製品は入居時から10年間使用し続けられており、当該製品のアーム部の形状は市場に出回っているものと差異は認められなかった。○当該製品の表面にバリ、割れ等の異常は認められなかった。●当該製品のアーム部と受け部の間に指を入れた経緯が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、使用者がアーム部を操作していた時に、外部からドアを開けたためアーム部と受け部に指を挟まれ、負傷したものであり、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2015/03/13)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400855 2014-2904 2015/02/20 (事故発生地) 兵庫県	浴槽	使用者（60歳代）が当該製品の縁をつかんで浴槽から出ようとしたところ、手を滑らせ、転倒、胸部を負傷した。 (重傷)	○使用者は、当該製品に入って中を掃除し、外に出るため縁をつかみ、立ち上がろうとした時に手を滑らせて転倒した。○当該製品は不飽和ポリエステル（FRP）製で、破損等の異常は認められず、浴槽素材として一般的な他の材質と比較して、滑りやすいものではなかった。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、使用者が当該製品から出るため、縁をつかんで立ち上がろうとした際、当該製品の縁が水や洗剤で滑りやすくなっていたため、手が滑って転倒し、負傷したものと推定される。 (F2)	(受付:2015/03/17)
A201400867 2014-2921 2015/02/24 (事故発生地) 兵庫県	脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）	当該製品を脚立として使用中、転倒し、左手を負傷した。 (重傷)	○当該製品は、片側の昇降面の下から2段目の踏ざんを境に両側の支柱が同じ方向（一方は内側、一方は外側）に曲がっていた。○変形した昇降面の下から1段目と2段目にある踏ざんには支柱との接合部に補強金具がそれぞれ設けられているが、踏ざん側のリベットがいずれも外れていた。○変形した昇降面の下から3段目の踏ざん中央付近に凹みが観察され、踏ざんもV字状に変形しているが、凹みが生じた時期は不明である。○当該製品の支柱は、事業者が社内基準（寸法、肉厚、硬さ）を満足していることを確認した。●詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、同等品は、SG CP SA 0015:2013「住宅用金属製脚立のSG基準」の基準を満足していた。 (F2)	(受付:2015/03/20)
A201400873 2014-2945 2015/03/12 (事故発生地) 福島県	除雪機（歩行型）	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、病院に搬送された後、死亡した。 (死亡)	○現場の状況から、使用者が当該製品を方向転換させている最中に事故が発生した。○当該製品は、除雪していた農道の脇の雪壁に斜めに後部が衝突して停止していた。○使用者は非常停止スイッチ（引板式）のひもを使用していなかった。●当該製品を方向転換するため後進中に転倒した際、非常停止スイッチのひもを使用していなかったため、当該製品が後進し続け、使用者が当該製品の下敷きになったものと推定される。なお、取扱説明書には、「運転時に必ず非常停止スイッチのキャップを本体に取付け、一方のひもを腰に巻き付けてから運転する」旨、記載されている。 (E2)	(受付:2015/03/24)
A201400876 2015-0009 2015/03/15 (事故発生地) 宮城県	折りたたみテーブル	集会所で当該製品の上に乗って2名が作業中、転倒し、重傷を負った。 (重傷)	○当該製品は、キャスター付きの折りたたみテーブルであった。○当該製品の天板上に2名が同時に乗って窓拭き作業中に転倒した。○当該製品に損傷などの異常は認められなかった。●当該製品の天板上に乗り窓拭き作業を行っていたため、使用者がバランスを崩してテーブルから転落し事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体には、「倒れてけがをすることがあるため、天板の上に乗ったり、腰をかけたりにしない」旨、記載されている。 (E1)	(受付:2015/03/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201500028 2015-0077 2015/03/25 (事故発生地) 宮城県	介護ベッド用手すり	施設で当該製品をベッドに設置して使用していたところ、使用者（70歳代）が当該製品付近に倒れた状態で発見され、脚を負傷していた。 (重傷)	○使用者は当該製品が設置されたベッドの横に、仰向けに倒れた状態で発見された。○発見時の状況から、車椅子に乗った使用者がベッドに近づきベッドに移乗しようとした際に転倒した可能性があるが、事故の目撃者はおらず、使用者自身も事故発生時の状況を覚えていなかった。○当該製品に変形、破損等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品内部の隙間は、JIS規格に適合している。 (F2)	(受付:2015/04/08)
A201500087 2015-0217 2015/03/12 (事故発生地) 東京都	踏み台（アルミニウム合金製）	当該製品を使用中、転倒し、左手を負傷した。 (重傷)	○使用者は、当該製品に跨いで使用中に転落して負傷した。○当該製品の支柱は、踏ざん取付け部で破断し、破断面及び再現実験等から内側方向に折れ曲がった形跡が認められた。○支柱の寸法、肉厚及び硬さに異常は認められなかった。○同等品を横倒した状態で左支柱端部付近に重りを落下させたところ、当該製品と同様の破損状態が再現した。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に寸法、肉厚及び硬度等の異常は認められなかったことから、使用中に何らかの原因によりバランスを崩して転倒したために、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は、SG基準の強度試験を満足していた。 (F2)	(受付:2015/05/01)
A201500288 2015-0967 2015/07/20 (事故発生地) 大阪府	ドア（玄関用）	子供（7歳）が当該製品を開扉したところ、当該製品の下部が足指に当たり、負傷した。 (重傷)	○子供（7歳）が当該製品を開扉し室内に入ろうとしたところ、開けた勢いで当該製品下部に左足親指が当たり受傷した。○当該製品の下部にバリや突起は認められなかった。○当該製品下部と地面との隙間は約20mmであった。○事故発生時、子供は素足でサンダル履きの状態であった。●当該製品の開閉軌道に、子供（7歳）がサンダル履きの状態で足を置き、当該製品を開けたことで当該製品下部に左足親指の爪が当たったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書には「ドア開閉時に扉下部に足をはさんでケガをする恐れがあるため、子どもやサンダル履きでの開閉時には注意する」旨、記載している。 (E2)	(受付:2015/08/03)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400370 2014-1431 2014/08/05 (事故発生地) 京都府	折りたたみ自転車	当該製品で走行中、当該製品のハンドルシステム（ハンドルと前ホークをつなぐ支柱）が折り畳まれ、転倒し、負傷した。 (重傷)	○使用者が当該製品で公道を走行中、突然ハンドルシステムが折り畳まれた状態になり転倒し、左足を骨折した。○ハンドルグリップ右端部とフレーム右後部に擦過痕があったが、顕著な破損や変形等の異常は認められなかった。○当該製品のハンドルにぐらつきが認められたが、使用者によると事故以前から同程度のぐらつきがあったとのこと。○折り畳みヒンジ内のハンドルシステムの固定調整ボルトは、固定が緩くなる位置にあったが、ボルトを含む調整部品類に異常はなくボルトを適切な位置に調整したところ固定力が向上した。○当該製品は友人から譲渡されたもので、使用者は保証書、取扱説明書等を入手していなかった。●当該製品の折り畳みヒンジ内の固定調整ボルトが緩んだ状態で乗車したために、運転時に折り畳みヒンジの固定部が開放し、転倒したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ハンドルポストヒンジが緩んだまま運転しない」旨及び折り畳みヒンジ内の固定調整ボルトが緩んだ際の対応方法が記載されている。 (E2)	(受付:2014/09/22)
A201400615 2014-2164 2014/11/14 (事故発生地) 佐賀県	自転車（フレーム）	当該製品で走行中、当該製品の前ホークが破断し、転倒、負傷した。 (重傷)	○当該製品の両前ホークが走行時の正面側から背面側に向かって破断しており、破断部を中心に複数の亀裂及び表面傷が認められた。○前輪のスポークが2本外れており、くの字状にスポークが変形した位置と両前ホークが破断した位置はほぼ一致していた。○クイックリリース等に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明であり、異物の特定には至らなかったが、当該製品で走行中に前輪に異物が巻き込まれ、その異物が前輪の回転方向に沿って回転し、前ホーク部と接触して、両前ホークが破断し、転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/12/25)
A201400724 2014-2554 2015/01/17 (事故発生地) 大阪府	電動アシスト三輪自転車	使用者（80歳代）が自転車にまたがって地面を蹴って走行中、転倒し、左手を負傷した。 (重傷)	○使用者が当該製品に乗車し、右側に停車した自動車と左側の縁石の間を足こぎしている際に転倒した。○カゴやカゴ足、前ブレーキアーチ等に錆が発生し、ペダルに擦過痕、左後輪泥よけに軽微なゆがみが認められたが、全体的に著しい変形はなく、タイヤやブレーキシューにも異常摩耗は認められなかった。○ハンドルの操舵角は左右とも90°以上で異常は認められなかった。○試乗により発進・制動性能、左右転回性能、アシスト力、スイング機能、各車輪の回転状況等を確認した結果、転倒の恐れのある異常は認められなかった。○事業者が事故現場で当該製品の試走を行った結果、異常は認められなかったが、使用者の証言に基づき、左ペダルの後ろ側に左足が位置する状態で左足を前に進めようとして足が左ペダルにつかかかる状況になると転倒に至ることを確認した。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、製品各部に異常は認められないことから、車と左側の縁石の間を足こぎで前進しているときに左足が左ペダルにつかかりバランスを崩し転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/02/04)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A201400765 2014-2595 2015/01/24 (事故発生地) 東京都	自転車	当該製品で走行中、転倒し、左手を負傷した。 (重傷)	○当該製品のクランクスプロケット上部でチェーンが変速機のプレート間から外れ噛み込んでいた。○使用者は、事故発生時には変速操作やペダルの逆転はしておらず、普通にペダルをこいており、ブレーキはかけず、急ハンドルはしていない。○右クランク内側に傷が、クランクスプロケット内側、スプロケットカバー及び左右ペダル端部等に擦れ痕が認められた。○実走行での変速操作時のクランクスプロケットへのチェーン移りは、クランクスプロケット1段(最大径)と2段(中間)は移りが円滑であったが、2段(中間)から3段(最小径)へは移らず、変速機が自転車販売時などに整備士等が調整するような状態とは異なっていた。後輪の変速動作は円滑であった。○手動により前・後輪の変速操作をしながらギヤクランクを逆転させた場合にスプロケット間でチェーンの噛み込みが生じたが、噛み込み後に正転させた場合に噛み込みがほどけ、円滑に回転した。○前・後輪の回転は円滑で著しい振れは認められず、前輪ブレーキは正常に制動が可能であり、前輪リムと左右のブレーキシューとの間隔に著しい開きの差は認められなかった。また、前ホーク、前後輪の各スポーク等に変形はなかった。○チェーンは全周的にしなやかさがあり、一部に固い部分はなく、伸びは0.75%未満であり、異常は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のクランク側変速機が何らかの原因によって自転車販売時の状態ではなくなったために、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/02/18)
A201500096 2015-0272 (事故発生地) 東京都	歩行補助車	使用者(80歳代)が当該製品を使用中、当該製品が折り畳まれ、転倒し、左脚を負傷した。 (重傷)	○折り畳み機能を有する当該製品で平坦な舗装路を移動中に、当該製品が折り畳まれたため、使用者が転倒して左脚を骨折した。○当該製品は、背面部にあるプッシュプレートを押すと展開し、当該プレートを「カチツ」と音がするまで押し下げると、展開した状態でロックがかかって折り畳まれなくなる構造となっていた。○当該製品のプッシュプレートを押してロックをかけるのに必要な力は約60Nで、プレートの動作が固い又は引掛かるといった異常は認められなかった。○当該製品の取扱説明書と本体表示には、「プッシュプレートを押して下げ、確実にロックされていることを確認してから使用する」旨と、「ロックが不十分だと走行中に折り畳まれるおそれがある」旨が記載されていた。○当該製品のフレームには擦過痕が複数認められたが、緩みやガタつきなどはなく、変形や破損も認められなかった。○当該製品はSGマークを取得しており、SG基準に基づく段差のあるドラムの上を走行させる試験や、折り畳み方向に荷重を加える試験を行った結果、当該製品のロックが外れて折り畳まれることはなかった。○事故状況や事故現場の詳細は不明であり、事故以前の当該製品の使用実態についても特定できなかった。●事故状況や事故以前の使用状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の展開動作やロック機能に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品は、SG基準に適合していた。 (F2)	(受付:2015/05/11)
A201500170 2014-2838 2015/02/27 (事故発生地) 千葉県	自転車	当該製品で走行中、前輪が外れ、転倒し、顔面を負傷した。 (重傷)	○当該製品は、前使用者が2013年4月13日に購入し、使用者が譲り受けて、主に週末に4km程度乗っており、事故発生時はたまたま通勤に使用した。○使用者は、事故以前に違和感を感じておらず、事故発生時、路面に石ころや段差等はなく、ブレーキはかけていない。○使用者は、パンク修理等はしたことがなく、クイックリリースも触ったことはない。○当該製品のクイックリリースの軸に歪み等はなく、ネジ穴もつぶれておらず、正常に固定ができる状態であった。○前ホーク爪部横幅は、正常品100mmに対して当該製品は中心から右に63mm、左に48mmの計111mmとなっており、進行方向から見て右側に開いていたことから、何らかの衝撃が加わったものと思われるが、事故発生時なのか事故以前なのか発生時期は特定できなかった。●当該製品は、前輪のクイックリリースの調整ナットが外れ、前輪が外れたために事故に至った可能性が考えられるが、前使用者から譲り受けた時の製品状態や事故以前の詳細な使用状況等が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、クイックリリース等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/06/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201400604 2014-2148 2014/12/10 (事故発生地) 福井県	長靴	当該製品を履いて歩行中、転倒し、負傷した。 (重傷)	○当該製品の鞋底に、著しい摩耗、劣化、破損等の異常は認められなかった。○耐滑性試験の結果、当該製品に滑りやすい傾向は認められなかった。○事故現場は、乾いた平坦なコンクリート面であった。●事故発生時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2014/12/22)
A201400683 2014-2436 2014/11/26 (事故発生地) 東京都	電子レンジ加熱式保温具	当該製品を電子レンジで加熱して使用したところ、肩に火傷を負った。 (重傷)	○当該製品の内部に金属等の異物は認められず、電子レンジで加熱した際の温度は、社内基準を満たしていた。○内容物及び繊維袋の生地、縫製等に異常は認められなかった。○使用者は、本来外側となる面を肌側にして使用していた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、本来外側となる面を身体側に一定時間当てたことで、局所的な高温部との接触によって火傷に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/20)
A201400697 2014-2490 2014/12/26 (事故発生地) 山形県	靴	当該製品を履いて歩行中、滑って転倒し、右足を負傷した。 (重傷)	○当該製品の耐滑性は同等品と比較して同程度であり、特段滑りやすい等の異常は認められなかった。○当該製品の鞋底は、踵部外側が比較的顕著に擦り減っていた。○事故現場の路面は、雪が溶けてシャーベット状となっていた。●使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、路面と靴との接触状態、歩行動作など複合的な要因によって、事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (F2)	(受付:2015/01/27)
A201400811 2014-2447 (事故発生地) 不明	手袋（ゴム製）	職場で当該製品を使用したところ、手に皮膚障害を負った。 (重傷)	○同等品から加硫促進剤分解物が検出された。○使用者へのパッチテストで、当該製品、加硫促進剤及びその分解物に陽性反応が出た。○使用者は発症後、当該製品に直接触れないよう、パッチテスト陰性の別の手袋を中に重ねて使用するようにしたが、症状は続き、当該製品の使用を完全に中止した後、症状は改善した。○同種事故は発生しておらず、使用者の職場で他に被害はない。●使用者へのパッチテストで、当該製品および加硫促進剤分解物に陽性反応を示したことから、当該物質によるアレルギー性接触皮膚炎を起こしたとみられ、使用者の感受性に関係するものと推定される。 (F2)	(受付:2015/03/05)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201400805 2014-2779 (事故発生地) 東京都	マスク	当該製品を使用したところ、顔に皮膚 障害を負った。 (重傷)	○当該製品は、マスクの左右の内ポケットにウェットフィルターを入れ、加湿状態にして使用する、使い捨ての製品（3枚入り）であった。○初めの発症部位は、当該製品が触れる鼻、口周辺であった。○同梱品のマスク本体には、物理的刺激などの異常は認められなかった。○同等品から、アレルギーを起こす可能性のある物質、皮膚刺激性のある物質が検出されたが、使用者へのパッチテストは実施できず、原因物質は特定できなかった。○同種事故の発生は報告されていない。●当該製品には、アレルギーを起こす可能性のある物質が含まれており、発症部位から当該製品による皮膚障害と考えられるが、使用者へのパッチテストは実施できなかったため原因物質の特定はできず、また同種事故の発生もないことから、個人の感受性に関係するものと考えられる。 (F2)	(受付:2015/03/04)

